

障害者活躍推進計画

大野町役場

1 はじめに

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、障がい者を対象とした職員採用試験を実施し、障害者雇用率制度に定められる法定雇用率を継続して達成するため、障がい者の雇用に積極的に取り組んできました。

令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び地方公共団体が率先して障がい者を雇用する責務が明示されるとともに、厚生労働大臣が作成する指針に即し、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされました。

障がい者の活躍とは、「障がい者の特性や個性に応じて能力を有効に発揮できること」であり、同一の職場に長期に定着することだけを目指すのではなく、全ての障がいのある職員ひとりひとりに合った業務の割振りや人材配置を行い継続的に職業生活の充実を図ることが、障がい者雇用をさらに進めていくうえで必要不可欠であります。

そこで、障害者雇用促進法第7条の3第1項の規定に基づき「大野町障害者活躍推進計画」を策定し、本計画のもと、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい環境づくりに向けて町全体で取り組んでまいります。

2 策定主体

町全体で障がい者である職員の活躍推進に向けた取組を推進するため、各機関が互いに連携して対応すると共に、自律的なPDCAサイクルを確立するという制度趣旨に沿うよう、各機関の任命権者が計画を作成します。

大野町障害者活躍推進計画

機関名	大野町
任命権者	大野町長
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>大野町においては、職員採用募集案内の際に採用区分として障がい者を対象とした枠を設け採用試験を実施する等の取組により、令和3年6月1日時点の障がい者である職員の実雇用率は、4.0%で障害者雇用率制度に定められる法定雇用率2.6%を達成している。</p> <p>法定雇用率については、令和3年3月1日に0.1%引き上げられたが、今後も社会全体において障がい者雇用の促進に関する要請は高まっていくことが想定され、引き続き採用状況の変化を踏まえたうえで法定雇用率を安定的に達成していく必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※特例認定により、大野町と大野町教育委員会との合算 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗確認</p>
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ・障がい者である職員の相談窓口を設定し、該当職員に周知する。 ・障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合（5名以上の常勤雇用時）には、3ヶ月以内に選任するとともに選任しようとする職員が資格要件を満たさない場合は、労働局等が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講座を受講させる。
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。 ・定期的な面談等により、障がい者と業務のマッチングができているか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口への相談のほか、人事面談等において職場環境などへの必要な配慮等の有無について把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ・措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ可能な範囲内において適切に実施する。 ・募集、採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ol style="list-style-type: none"> (1)特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。 (2)自力で通勤できることといった条件を設定する。 (3)介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 (4)「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 (5)特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進のため、時間単位を含めた年次有給休暇等の取得を推進する。
その他	
<p>国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	

大野町教育委員会障害者活躍推進計画

機関名	大野町教育委員会 抜粋
任命権者	大野町教育長
計画期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>大野町教育委員会においては、大野町（町長部局）との合算による障害者任免状況通報の特例認定を受けており、令和3年6月1日時点の障がい者である職員の実雇用率は、4.0%で障害者雇用率制度に定められる法定雇用率2.6%を達成している。</p> <p>また、教育委員会事務局の正職員は町長部局からの出向者で人事配置を行っており、教育委員会部局として障がい者雇用に係る募集及び採用は行っていない。</p> <p>しかし、人事異動や途中で障がい者となった職員が配置されることも想定され、社会全体において障がい者雇用の促進に関する要請は高まっていくことを踏まえたうえで町長部局と調整を図りながら法定雇用率を安定的に達成していく必要がある。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 ※特例認定により、大野町と大野町教育委員会との合算 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、定着状況を把握・進捗確認</p>
取組内容	
① 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用推進者として学校教育課長を選任する。 ・町長部局と連携し障がい者である職員の相談窓口を設定し、該当職員に周知する。 ・町長部局において障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合（5名以上の常勤雇用時）で相談員の選任が行われた場合には、速やかに障がい者である職員に周知する。
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は負担無く遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。 ・定期的な面談等により、障がい者と業務のマッチングができていないか点検を行い、必要に応じて検討を行う。
③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口への相談のほか、町長部局が行う人事面談等において職場環境などへの必要な配慮等の有無について把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ・措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ可能な範囲内において適切に実施する。 ・ワーク・ライフ・バランス推進のため、時間単位を含めた年次有給休暇等の取得を推進する。
その他	
<p>国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づく障害者就労支援施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>	